

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 23 年 7 月 4 日

審査機関名 日本海事検定キューエイ株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	飲料工場におけるボイラーの更新
排出削減事業者名	ハルナビバレッジファクトリー株式会社
排出削減共同実施事業者名	株式会社群馬銀行
事業実施場所	ハルナビバレッジファクトリー株式会社 タニガワ工場 (群馬県利根郡みなかみ町政所 1011)
事業の概要	工場で使用しているボイラーを高効率の機種へ更新するとともに、重油から LNG への燃料転換により、二酸化炭素排出量を削減するものである。
排出削減量の計画	2010 年度：2,232tCO ₂ /年 2011 年度：2,232tCO ₂ /年 2012 年度：2,232tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 6,696tCO ₂ /年)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2010 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001：ボイラーの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>本排出削減事業が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：群馬県利根郡みなかみ町政所 1011 ハルナビバレッジファクトリー株式会社 タニガワ工場</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2011 年 6 月 13 日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本排出削減事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものでもなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを本排出削減事業者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施されなかった場合には、既存設備が継続的に使用可能であったことを、質問、関連資料の閲覧、および事業サイト訪問時の視察により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>本排出削減事業の投資回収年数において、補助金、設備投資額に基づき計算し、8.7 年であることを、事業者への質問、エネルギーコスト試算値に関して入手した根拠資料、及び検算により確認した。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>当事業者は、地球温暖化防止を社会的責任として重要課題と考えている。国内クレジット制度を活用するによる効果的な PR 効果、京都議定書目標達成への社会貢献などを考慮して当事業に至ったことをヒアリング等により確認した。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者及びその他関係者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認した。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減「方法論番号 001：ボイラーの更新」に基づき排出削減量を計算しており、方法論</p>

	<p>の適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>【方法論番号 001：ボイラー更新】</p> <p>適用条件 1 については、本事業は既存のボイラーよりも高効率のボイラーに更新することを関係者への質問および設備仕様書の閲覧等により確認した。</p> <p>適応条件 2 については、ボイラーの更新が行われなかった場合、既存のボイラーを継続して利用することが可能だったことを資料閲覧、事業者からの聞き取り等により確認した。</p> <p>適応条件 3 については、製造した蒸気は自家消費することを事業者への質問、事業サイトの現地視察より確認した。</p> <p>2) 既存設備の使用年数が法定耐用年数である 15 年の 2 倍（30 年）を超えていないことを、質問・関連資料の閲覧により確認した。</p> <p>3) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認した。</p> <p>4) 本事業に係る補機の LNG 気化器を対象にリーケージ排出量を概算し、排出削減量の 5%未満であることを関係者へのヒアリング及び根拠資料の閲覧により確認した。</p>
--	--

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

特になし

以上